

金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の 敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名 称	位 置	地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要
					主要用途（処理能力）
株式会社金沢柿田商店	金沢市 湊3丁目	21番 他5筆	宅地 雑種地	16,858.57	ごみ処理施設 ・金属くず等の圧縮 90 t/日

理由

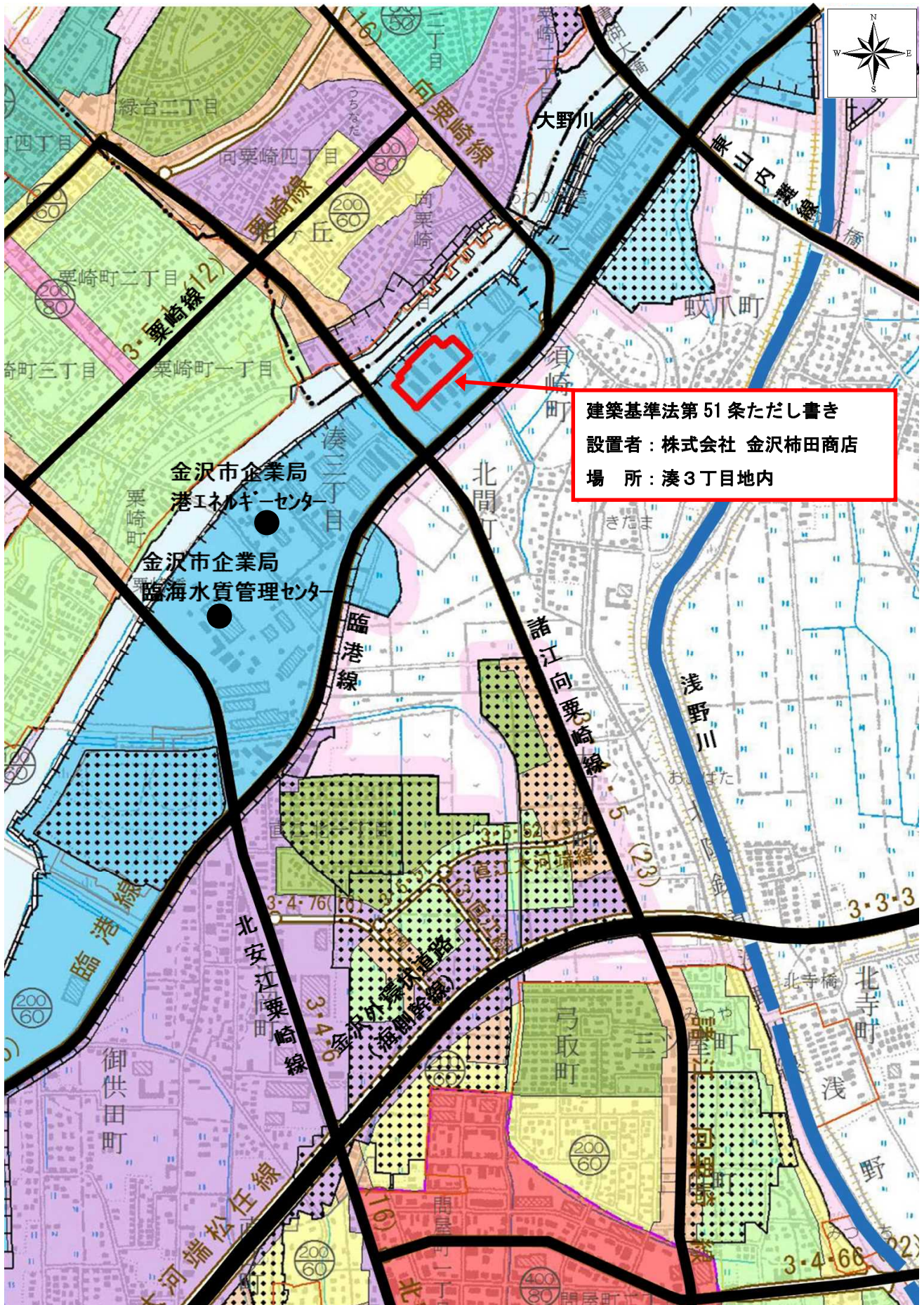
株式会社金沢柿田商店は、金属くずの買取りの他、産業廃棄物処理業を営んでいる。

買い取った金属くずを圧縮・売却する事業において、今後金属くずの価格が下落し処分費用が必要となる場合に、金属くずが一般廃棄物として取り扱われることとなるため、一般廃棄物として中間処理を行うものである。

当施設は、市街化区域に位置しており、都市計画審議会の付議基準

- ①工業専用地域に位置している。
- ②住居系用途地域、学校、保育所及び病院から100m以上離れている。
- ③搬入口、搬出口に接する道路は8m以上である。
- ④敷地内の緑化に努めている。
- ⑤公害防止対策が図られた計画である。

これらの要件を満たしていることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないものと判断する。



建築基準法第51条ただし書き
設置者：株式会社 金沢柿田商店
場所：湊3丁目地内

